

広島県告示第八百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成二十年十一月六日までの間、縦覧に供する。

平成二十年十月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

栗原長江線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市栗原町字岡ヶ迫六三三七番地先から 尾道市長江三丁目九八九番三地先まで		五・八〇〇 七・〇〇	一一・〇八 七四・〇〇	八八〇・〇〇	